

秋田県公報

目次

規則	1
秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則(二・自然保護課)	1
告示	7
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(一一七・福祉政策課)	1
生活保護法による医療機関の指定(一一八・福祉政策課)	2
生活保護法による医療機関の事業の休止(一一九・福祉政策課)	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(一二〇・長寿社会課)	2
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定(一二二・長寿社会課)	4
介護保険法による指定居宅サービス事業者の変更の届出(一二二・長寿社会課)	5
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の変更の届出(一二三・長寿社会課)	6
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(一二四・長寿社会課)	7
秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(一二五・水産漁港課)	7

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人 小野崎医院	長 医療法人 小野崎医院 理事	湯沢市表町三丁目三百十四番二号	平成十七年十二月四日
小坂歯科医院	小坂 行雄	横手市四日町六番一号	平成十七年十二月三十一日

公 告

土地改良区の役員の退任の届出(由利地域振興局農林部)……………9
 県営土地改良事業工事の完了(平鹿地域振興局農林部)……………10

規 則

秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十八年二月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二号

秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県の景観を守る条例施行規則(平成五年秋田県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田県告示第一百七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十八年二月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第百十八号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一

号の規定に基づき、告示する。
 平成十八年二月十四日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診療科名	指定年月日
医療法人 小野崎医院	医療法人 小野崎医院 理事長	湯沢市表町三丁目一番二十九号	内科、外科、皮膚科、 胃腸科	平成十七年十二月五日
富町クリニック	小山 武志	能代市富町八十七	内科、外科、麻酔科	平成十八年一月五日
小坂歯科医院	医療法人 小坂歯科医 院 理事長	横手市四日町六番二号	歯科、矯正歯科、小児 歯科、歯科口腔外科	平成十八年一月一日
新浜調剤薬局	有限会社 北浦薬局 代表取締役	男鹿市船川港船川字新浜町三十一	調剤薬局	平成十八年一月十六日

秋田県告示第百十九号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。
 平成十八年二月十四日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人 富永皮膚科医院	医療法人 富永皮膚科医 院 理事長	大仙市大曲黒瀬町六番三十三 五号	平成十七年十二月二十九日

秋田県告示第百二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条の規定に基づき、公示

する。

平成十八年二月十四日

秋田県知事 寺田典城

(短期入所生活介護)					(通所介護)					(訪問介護)				
介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日	介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日	介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
〇五七二二二三七九二	ショートステイひだまり	仙北市田沢湖生保内字下高野七十三番地七十三	有限会社菅原	平成十七年十二月十五日	〇五七〇六一三九四三	デイサービスひまわり	男鹿市脇本富永字野田四十番地十二	有限会社ひまわり	平成十八年二月一日	〇五七二二二三八八三	仙北市社会福祉協議会西木ヘルパ ーステーション	仙北市西木町松木内字高屋百十番地二	社会福祉法人仙北市社会福 祉協議会	平成十八年一月十五日
					〇五七〇一一三八三七	指定通所介護事業所ほつと松崎	秋田市下北手松崎字家ノ前四番地の四	企業組合まつざきデイサー ビス	平成十八年一月一日	〇五七〇一一三八四五	やさしい手秋田ももさだ	秋田市新屋表町四番五号	有限会社やさしい手秋田	平成十八年一月一日
					〇五七〇五二三八六一	デイサービス華	由利本荘市矢島町元町字新所百四十三番地	有限会社大樹会	平成十八年一月一日	〇五七〇二二三八五二	ばっけの会訪問介護事業所	秋田市南通亀の町一番二十五号	特定非営利活動法人子育て・高 齢者介護サポートば っけの会	平成十八年一月一日

〇五七〇五一三八七九	ショートステイ華	由利本荘市矢島町元町字新所百四十三番地	有限会社大樹会	平成十八年一月一日
------------	----------	---------------------	---------	-----------

(認知症対応型共同生活介護)

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
〇五七二二三八二五	グループホームほしぞら	山本郡二ツ井町字下野十番地一	有限会社樹	平成十七年十二月十五日
〇五七二二三八〇九	グループホーム楽園	山本郡八竜町大口字上の沢四十八番一	有限会社グループホーム楽園	平成十七年十二月十五日
〇五七〇三二三九三二	グループホーム雅	横手市山内土淵字茂竹九十七番地三	特定非営利活動法人杉	平成十八年二月一日

(福祉用具貸与)

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
〇五七〇八一三九〇七	株式会社セスタ大仙市店	大仙市飯田字家の前三十五番地	株式会社セスタ	平成十八年一月十五日
〇五七〇二二三八九二	のしるアミニティショップそよ風	能代市落合字古悪土一番地の二百二十八	株式会社メデカジャパン	平成十八年一月十五日

秋田県告示第百二十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条の規定に基づき、公示

す。

平成十八年二月十四日

秋田県知事 寺田典城

介護保険事業者番号	〇五七二八一〇三二五	名 称	いなかわ福祉会指定訪問介護事業所		変 更 後	湯沢市駒形町字八面狐塚五十八番地		変 更 前	湯沢市川連町字上平城二番地六		変 更 年 月 日	平成十七年十二月一日
	〇五七〇二一〇七二六		まほろばヘルパーステーション	秋田市土崎港中央三丁目四番四十号		秋田市土崎港中央三丁目四番九号			平成十七年十二月一日			
	〇五七〇八一三七二七		有限会社おーがすと訪問介護いやる大仙	大仙市大曲花園町十番地三		大仙市大曲花園町百八十七番地五			平成十八年一月十六日			
(所在地を変更した指定訪問入浴介護事業者)												

(所在地を変更した指定訪問介護事業者)

秋田県告示第百二十二号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の変更の届出があったので、同法第七十八条の規定に基づき、

平成十八年二月十四日

公示する。

秋田県知事 寺 田 典 城

介護保険事業者番号	〇五七〇二一三三八一	名 称	指定居宅介護支援事業所ほつと松崎	所 在 地	秋田市下北手松崎字家ノ前百七十九番地	事 業 者	企業組合まつぎデイサービス	指 定 年 月 日	平成十七年十二月十五日
	〇五七〇二一三九一〇	グリーンケア虹居宅介護支援事業所	秋田市外旭川堂ノ前百七十四番地一		株式会社グリーンケア虹		平成十八年一月十五日		
	〇五七二二二三九二五	コミュニティケアきたつら	仙北市角館町西北野十番地一		有限会社水谷		平成十八年二月一日		

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
〇五七二八一〇三三三	いなかわ福祉会指定訪問入浴介護事業所	湯沢市駒形町字八面狐塚五十八番地 湯沢市川連町字上平城二番地六	平成十七年十二月一日
(名称を変更した指定通所介護事業者)			
〇五七二八一〇三〇七	社会福祉法人いなかわ福祉会いなかわデイサービスセンター	社会福祉法人いなかわ福祉会デイサービスセンター 湯沢市駒形町字八面寺下谷地七十五番地六	平成十七年十二月一日
(所在地を変更した指定通所介護事業者)			
〇五七〇四〇一一一七	ケアセンター一心堂	大館市東台二丁目十二番地一 大館市字一心院南二十九番地三	平成十八年一月一日

秋田県告示第百二十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の変更の届出があったので、同法第八十五条の規定に基づき、

公示する。

平成十八年二月十四日

秋田県知事 寺田典城

(所在地を変更した指定居宅介護支援事業者)

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
-----------	-----	-------	-----------

〇五七二八一〇三三一	いなかわ福祉会指定居宅介護支援事業所	湯沢市駒形町字八面狐塚五十八番地	変更後
〇五七〇四〇一一一七	ケアセンター一心堂	大館市東台二丁目十一番地一	変更前
		大館市字一心院南二十九番地三	
		湯沢市川連町字上平城二番地六	
		平成十七年十二月一日	
		平成十八年一月一日	

秋田県告示第百二十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第七十八条の規定に基づき、

（訪問介護）

公示する。

平成十八年二月十四日

秋田県知事 寺田典城

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃 止 年 月 日
〇五七〇一〇七五七三	グリーンケアサービス	秋田市八橋南二丁目一番六号	グリーントクシー株式会社	平成十七年十一月三十日

秋田県告示第百二十五号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、次のとおり秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定に基づき、公表する。

平成十八年二月十四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

（一）本県の水産業は、昭和二十年代後半から五十年代にかけては生産量及び生産金額とも次第に増加傾向を続け、生産量では昭和五十年に三万四千トン、生産額では昭和五十二年に百四十億円とピークを示した。しかし、その後は減少傾向が続き、近年は減少傾向に歯止めがかかってはいるものの、依然として低迷状況が続

いている。

このような状況の中で、県北部沿岸、男鹿半島周辺及び県南部沿岸においては、依然として水産業が中核産業となっている地域も多く、地域振興のためにも水産業の発展を図っていく必要がある。そのため、海洋生物資源を適切に管理し、かつ、合理的に利用していくことが極めて重要な課題となっている。

（二）本県沖合水域は、寒暖両流が交錯し多種類の魚介類が生息しているが、漁業生産構造において沿岸漁業を主体とした小規模経営体が多数を占めることから多種少産傾向を示しており、複数の漁業種類間における漁場及び資源利用面での競合が見られるなどの問題点も多い。

一方、海洋生物資源の現状を見ると、我が国周辺水域においてはその多くが低水準、減少傾向にあることから、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くなってきた。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海	域	期	間	漁獲努力量(隻日)
<p>今後ともこのような状況が継続すれば、県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。</p> <p>(三) 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存及び管理措置を講じてきたところであり、その結果、アワビ等の地先資源を始め、近年では八タ八タに代表されるように広域回遊資源も含めた多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を推進するため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講ずることとする。</p> <p>(四) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講ずるため、第一種及び第二種特定海洋生物資源の採捕実績の確かな把握に努めることとする。</p> <p>(五) 漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、内容、当該資源を取り巻く環境等により詳細な科学的データ又は知見が必要であるので、当該データの蓄積又は知見の進展を図るために、県水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。</p> <p>(六) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するように、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。</p> <p>(七) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進していくこととする。</p> <p>二 第一種特定海洋生物資源(この漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項)</p> <p>(一) 平成十七年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。</p> <p>(1) すけとうだら 平成十七年四月から平成十八年三月まで 若干</p> <p>(2) まあじ 平成十七年一月から十二月まで 若干</p> <p>(3) ずわいがに 平成十七年七月から平成十八年六月まで 二十六トン</p>	<p>(4) するめいか 平成十七年一月から十二月まで 若干</p> <p>(二) 平成十八年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。</p> <p>(1) まあじ 平成十八年一月から十二月まで 若干</p> <p>(2) ずわいがに 平成十八年七月から平成十九年六月まで 二十三トン</p> <p>(3) するめいか 平成十八年一月から十二月まで 若干</p> <p>三 第一種特定海洋生物資源(この漁獲可能量について定められた数量に関し実施すべき施策に関する事項)</p> <p>(一) まあじ 小型定置網漁業については、行使統数を維持するよう指導するとともに、漁獲量の把握に努めるものとする。 大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとし、従来の操業規則と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。</p> <p>(二) ずわいがに かご漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。</p> <p>(三) するめいか 五トン未満漁船によるいかつり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、漁獲規制については従来どおりとし、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。</p> <p>四 第二種特定海洋生物資源(この漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項)</p> <p>平成十八年の第二種特定海洋生物資源(この漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。</p>					

まがれい	かれい固定式刺し網漁業	秋田県沖合（ただし、第一種共同漁業権水域を除く）	平成十八年二月一日から 平成十八年三月三十一日まで	三千九十九隻日
	小型機船底びき網漁業 （うち手繰第一種漁業）	秋田県沖合	平成十八年九月一日から 平成十八年十月三十一日まで	七百十三隻日

五 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成十八年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

まがれい	第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量（隻日）
まがれい	小型機船底びき網漁業 （うち手繰第一種漁業）	秋田県沖合	平成十八年九月一日から 平成十八年十月三十一日まで	七百十三隻日	

六 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) まがれい

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、国が作成した「日本海北部まがれい資源回復計画」の着実な実施を本県として実施する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

さらに、小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）及びかれい固定式刺し網漁業（第二種共同漁業権水域を除く）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるように努めるものとする。

七 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(一) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な

公 告

(二) 資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実に進めることとする。
海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、由利本荘市矢島町土地改良区から次のとおり役員の内出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十八年二月十四日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名
由利本荘市矢島町立石字上野百五十二番地 黒木隆一

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法
 (昭和二十四年法律第九十五号) 第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年二月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- (一) 県営土地改良事業(荒沼地区ため池等整備事業(ため池))
完了年月日 平成十七年十二月九日
- (二) 県営土地改良事業(沢口沼地区ため池等整備事業(ため池))
完了年月日 平成十七年十月十四日

発 行 者 秋 田 県

購 読 料 金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(0862)876682 FAX(0863)000055
 E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号 松原印刷社

